

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、改正法附則第18条第4項の規定にもとづき届出を行なった特定小売供給約款（令和5年4月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、附則3（料金についての特別措置）(1)に定める電化厨房住宅割引上限額、附則3（料金についての特別措置）(3)に定める一括前払割引額ならびに附則5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）および附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、附則3（料金についての特別措置）(2)に定める口座振替割引額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点第1位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 (円)	円 (円)
定額電灯 需要家料金 1 契約につき 電灯料金	55.00	5.00
10ワットまでの1灯につき	101.53 (1.97)	9.23 (0.18)
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	153.55 (3.93)	13.96 (0.36)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	257.60 (7.86)	23.41 (0.71)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	361.66 (11.79)	32.88 (1.07)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	569.77 (19.65)	51.80 (1.79)
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	569.77 (19.65)	51.80 (1.79)
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの1機器につき	245.05 (5.88)	22.27 (0.53)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	398.79 (11.74)	36.26 (1.07)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	398.79 (11.74)	36.26 (1.07)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 (円)	円 (円)
従量電灯 A		
最低料金		
1 契約につき最初の 8 キロワット時 まで	240.72 (4.88)	21.88 (0.44)
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	19.91 (0.03)	1.81 (0.00)
従量電灯 B		
基本料金		
契約電流10アンペア	295.24 (9.24)	26.84 (0.84)
契約電流15アンペア	442.86 (13.86)	40.26 (1.26)
契約電流20アンペア	590.48 (18.48)	53.68 (1.68)
契約電流30アンペア	885.72 (27.72)	80.52 (2.52)
契約電流40アンペア	1,180.96 (36.96)	107.36 (3.36)
契約電流50アンペア	1,476.20 (46.20)	134.20 (4.20)
契約電流60アンペア	1,771.44 (55.44)	161.04 (5.04)
電力量料金		
最初の120キロワット時までの 1 キロ ワット時につき	19.91 (0.03)	1.81 (0.00)
120キロワット時をこえ300キロワッ ト時までの 1 キロワット時につき	26.51 (0.03)	2.41 (0.00)
300キロワット時をこえる 1 キロワッ ト時につき	30.60 (0.03)	2.78 (0.00)
最低月額料金		
1 契約につき	240.72 (4.88)	21.88 (0.44)
従量電灯 C		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつ き	295.24 (9.24)	26.84 (0.84)
電力量料金		
最初の120キロワット時までの 1 キロ ワット時につき	19.91 (0.03)	1.81 (0.00)
120キロワット時をこえ300キロワッ ト時までの 1 キロワット時につき	26.51 (0.03)	2.41 (0.00)
300キロワット時をこえる 1 キロワッ ト時につき	30.60 (0.03)	2.78 (0.00)
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場 合	8.23 (0.17)	0.75 (0.02)
総容量が50ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの場合	16.46 (0.36)	1.49 (0.03)
総容量が100ボルトアンペアをこえ500 ボルトアンペアまでの場合100ボルトア ンペアまでごとに	16.46 (0.36)	1.49 (0.03)
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	164.54 (3.49)	14.96 (0.32)
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キ ロボルトアンペアまでごとに	164.54 (3.49)	14.96 (0.32)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 (円)	円 (円)
臨時電灯 B 基本料金 契約電流10アンペアにつき	324.76 (10.16)	29.52 (0.92)
電力量料金 1キロワット時につき	33.65 (0.03)	3.06 (0.00)
臨時電灯 C 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	324.76 (10.16)	29.52 (0.92)
電力量料金 1キロワット時につき	33.65 (0.03)	3.06 (0.00)
公衆街路灯 A 需要家料金 1契約につき	49.50	4.50
電灯料金 10ワットまでの1灯につき	92.07 (1.97)	8.37 (0.18)
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	140.13 (3.93)	12.74 (0.36)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	236.26 (7.86)	21.47 (0.71)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	332.40 (11.79)	30.22 (1.07)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	524.67 (19.65)	47.70 (1.79)
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	524.67 (19.65)	47.70 (1.79)
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの1機器につき	224.15 (5.88)	20.37 (0.53)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	361.39 (11.74)	32.86 (1.07)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	361.39 (11.74)	32.86 (1.07)
公衆街路灯 B 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	267.74 (9.24)	24.34 (0.84)
電力量料金 1キロワット時につき	20.08 (0.03)	1.82 (0.00)
最低月額料金 1契約につき	229.72 (4.88)	20.88 (0.44)
低圧電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき	1,138.46 (16.46)	103.50 (1.50)
電力量料金 1キロワット時につき		
夏季料金	17.40 (0.03)	1.58 (0.00)
その他季料金	15.83 (0.03)	1.44 (0.00)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料金率	消費税等相当額
臨時電力	円 (円)	円 (円)
定額制供給の場合 契約電力 1 キロワット 1 日につき	194.82 (5.22)	17.71 (0.47)
従量制供給の場合 電力量料金 1 キロワット時につき	20.85 (0.03)	1.89 (0.00)
夏季料金	18.97 (0.03)	1.72 (0.00)
その他季料金		
農事用電力		
基本料金 契約電力 1 キロワットにつき	456.46 (16.46)	41.50 (1.50)
電力量料金 1 キロワット時につき	13.15 (0.03)	1.19 (0.00)
夏季料金	11.97 (0.03)	1.09 (0.00)
その他季料金		

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

(2) 附則 3 (料金についての特別措置) (1)に定める電化厨房住宅割引上限額

単位	電化厨房住宅 割引上限額	消費税等相当額
1 契約につき	円 550.00	円 50.00

(3) 附則 3 (料金についての特別措置) (2)に定める口座振替割引額

単位	口座振替割引額	消費税等相当額
1 契約につき	円 55	円 5

(4) 附則 3 (料金についての特別措置) (3)に定める一括前払割引額

区分および単位	一括前払割引額	消費税等相当額
1 契約につき	円	円
1 年型	11.00	1.00
半年型	8.80	0.80

(5) 附則 5 (公衆街路灯のお客さまについての特別措置) に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
最低料金	円 (円)	円 (円)
1 契約につき最初の 8 キロワット時 まで	229.72 (4.88)	20.88 (0.44)
電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時につき	20.08 (0.03)	1.82 (0.00)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

(6) 附則 6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 (円)	円 (円)
契約使用期間 毎年最初の30日まで 契約電力		
0.5キロワット	4,745.74 (9.47)	431.43 (0.86)
1キロワット	6,960.85 (18.94)	632.80 (1.72)
2キロワット	11,063.32 (37.88)	1,005.75 (3.44)
3キロワット	15,218.84 (56.82)	1,383.54 (5.17)
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	2,725.85 (18.94)	247.80 (1.72)
30日をこえる1日につき 契約電力		
0.5キロワット	41.97 (0.32)	3.82 (0.03)
1キロワット	68.50 (0.63)	6.23 (0.06)
2キロワット	137.04 (1.26)	12.45 (0.11)
3キロワット	202.22 (1.89)	18.38 (0.17)
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	59.70 (0.63)	5.43 (0.06)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載